平成２８年８月３日

公益社団法人日本山岳会
各支部　支部長長　様
事務局長　様
委員会委員長　様

公益社団法人 日本山岳会
総務担当常務理事 佐 藤　守

登山教室等を実施する場合の旅行業法上の取扱について

平素は、各種登山、登山講習会等の開催を通じ、安全登山の普及・国民の祝日「山の日」の浸透等に取り組んでいただいておりますことに敬意を表します。

さて、過日、某スポーツ用品販売会社が主催する登山講習会が「旅行業法」に違反しているとして、警視庁から書類送検されたというニュースが流れましたが、これは、同社がこれまでに複数回の行政指導を受けていながら、改善措置をとらなかったことが立件される直接の要因となったものです。

各種登山、講習会等を実施するに当たり、「交通費・宿泊料・参加費用」等を一括して徴収し、交通機関や宿泊先の手配・支払等を一括して行い、事業として実施する行為は「旅行業」に該当します。

公益社団法人日本山岳会においては、各種登山、講習会の実施に当たっては、これまで「旅行業法」に抵触することのないよう、十分に検討して実施しているところでありますが、本年度は「山の日」に関連するイベント等も多数企画されていることから、今回の事例を参考として、引き続き適切な取扱いをお願いいたします。

なお、９月に開催する支部合同会議の際にも、意見交換を行う予定ですが、「旅行業法」との関連で疑義がある場合は、日本山岳会事務局へメールでお問い合わせいただければ、担当理事から回答等させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。